

令和4年12月16日

報道各社 御中

山梨県農業共済組合

### 令和4年産果樹共済（ぶどう、もも）の共済金支払いについて

山梨県農業共済組合（NOSA I 山梨）は令和4年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

#### 1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	<b>R4</b>	<b>339</b>	<b>123,581,200</b>
	(参考) R3	616	243,714,700
	対比	55.0%	50.7%
もも	<b>R4</b>	<b>42</b>	<b>6,175,100</b>
	(参考) R3	110	22,504,300
	対比	38.2%	27.4%
合計	<b>R4</b>	<b>381</b>	<b>129,756,300</b>
	(参考) R3	726	266,219,000
	対比	52.5%	48.7%

※かき、りんごについては翌年1月に決定し、支払われる予定です。

令和4年産のぶどう・ももの共済金支払総額は、1億2,900万円余りとなり、過去10年間で4番目に少ない支払額となった。

ぶどうの共済金は、ぶどう・ももの合計の約95.2%を占めている。8月上旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨による裂果・着色不良、べと病や晩腐病<sup>おそぐされびょう</sup>が発生し、過去10年間で5番目に多い支払額となった。

ももについては、5月から6月にかけて高温・乾燥状態で推移したため、小玉果が発生したが、過去10年間で最も少ない支払額となった。

2 支払年月日 令和4年12月19日から

### 3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは令和4年産果樹共済に加入し、一定の減収割合に達した組合員が対象となります。

基準となる収穫量に対し、加入者が選択した支払開始割合（3割、4割、5割のいずれか）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

### 4 主な被害の概況

#### (1) ぶどう

本年のぶどうにおいては、5月中旬から6月中旬にかけて高温・乾燥状態となり花振るいが発生し、梅雨入り以降の曇雨天により着色不良や晩腐病、また8月上旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨により裂果が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

##### ① 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕8月上旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨により、大房系（巨峰、シャインマスカット、ピオーネ、甲斐路等）に裂果が発生した。

##### ② 高温・乾燥害等

〔内容〕5月中旬から6月下旬にかけて高温・乾燥となり、この時期に開花期を迎えていた地域で花振るいが発生した。

梅雨入り後の6月中旬から9月下旬の期間の曇雨天により、この時期に着色期を迎えていたデラウェア、大房系（巨峰、ピオーネ等）で着色不良が発生した。

また、6月下旬から7月上旬は5日連続で37℃以上の高温となり、果房上部に日焼けが発生した。

##### ③ 病害

〔内容〕5月中旬から9月中旬の降雨により、病害防除の十分な効果が得られなかった園では、べと病や晩腐病が発生した。

#### (2) もも

本年のももについては、5月から6月にかけて高温・乾燥状態で推移したため小玉果が発生した。また、6月中旬や7月中旬の曇雨天により、着色不良が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

##### ① 高温・乾燥害

〔内容〕5月から6月にかけて少雨及び高温・乾燥状態であったため、小玉果が発生した。

##### ② 日照不足等

〔内容〕開花期にあたる4月上旬以降の曇雨天や気温低下により、結実不良が発生した。また、6月中旬や7月中旬の曇雨天により、着色不良が発生し

た。

③ ひょう害

〔内容〕 7月1日に笛吹市で降ひょうがあり、傷果等が発生した。

5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去10年の支払共済金との比較
ぶどう	令和4年産のぶどうの支払共済金は、過去10年間で5番目に多い支払額となった。ぶどうの過去10年間の平均額（約16,000万円）を下回る額となった。
もも	令和4年産のももの支払共済金は、過去10年間で最も少ない支払額となった。ももの過去10年間の平均額（約4,500万円）を大きく下回る額となった。

6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
  - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
  - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
  - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期から責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
  - ・ 農家単位で減収量を算定

7 果樹共済の加入申込について

現在、令和5年産の半相殺減収総合短縮方式の加入申込みを受け付けています。同時に令和6年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

いずれも農家単位で補償し、加入できる樹種は、ぶどう、もも、すもも、りんご、かきの5つです。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

お問合せ  
山梨県農業共済組合 本所（NOSA I山梨）  
TEL 055-228-4711 事業2課